

平成30年

第15回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 平成30年8月24日（金）  
開会14時02分 閉会15時03分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

## 【議事等】

### 1 報告

(1) 学校施設等におけるブロック塀等の安全点検結果について

### 2 協議

(1) 平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成29年度対象）

### 3 議事

- ・第29号議案 福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について
- ・第30号議案 図書館協議会委員の人事について
- ・第31号議案 退職をした者の退職手当の取扱いについて

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長：城戸秀明

委 員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

### 2 欠席者

なし

### 3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 長俊一、教育総務部長 辰田一郎、教育振興部長 木原茂、  
総務企画課長 日高公德、財務課長 石橋裕次、教職員課長 松永一雄、  
施設課長 池松峰男、文化財保護課長 河口靖志、高校教育課長 田中直喜、  
義務教育課長 一色潤貴、特別支援教育課長 井手優二、人権・同和教育課長 木下尊雅、  
体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳、社会教育課長 谷本理佐

### 4 傍聴者等数

2名

### 5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第15回の教育委員会会議定例会を開催いたします。

傍聴の方に申し上げます。

受付で配付された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御

協力をお願いします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認いたします。

本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはございませんでしょうか。

【宮本委員】

はい。第30号議案及び第31号議案は、人事に関する案件であるので、非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全 員 が 挙 手 >

【城戸教育長】

賛成全員でございましたので、第30号議案及び第31号議案につきましては非公開とします。

他にございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて協議（1）と報告（1）及び第29号議案を審議した後、非公開にて第30号議案及び第31号議案を審議することとします。

それでは、協議（1）「平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成29年度対象）」を日高総務企画課長お願いします。

**○協議（1） 平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成29年度対象）**

【日高総務企画課長】

平成30年度の点検評価につきまして、学識経験者からの意見を併せて報告書の案がまとまりましたので御協議いたします。

なお、意見をいただきました学識経験者ですが、4月26日の委員協議会において御

了解いただいております、福岡教育大学の石丸哲史先生、九州共立大学の古市勝也先生、九州大学大学院法学研究院の村上裕章先生の3名でございます。

本点検評価につきましては、6月21日の委員協議会において、素案として説明いたしましたが、その際、委員の皆様方や学識経験者から頂いた御意見などを踏まえまして、表現の修正等を行った箇所がございます。

＜日高総務企画課長が資料に沿って説明＞

**【日高総務企画課長】**

資料の説明は以上でございます。

最後に、今後の予定としては、本日の協議の御意見等を踏まえまして、内容について必要な調整を行った上で、9月6日の教育委員会会議において議案としてお諮りし、議決をいただきたいと考えております。

その上で、議決いただいた内容を9月の定例県議会に報告する予定としております。従いまして、実質的な協議については、本日が最後となりますのでよろしくお願いしたいと思います。

**【城戸教育長】**

説明は終わりました。御質問や御意見をお願いします。

**【宮本委員】**

3名の学識経験者について、教育の専門家であると思いますが、それぞれどのような分野に特化されている方であるのか教えてください。

**【日高総務企画課長】**

石丸先生については、学校教育中心に、古市先生については体育スポーツや社会教育に、村上先生については教育行政全般、そのなかでも情報公開等について知見をお持ちになられています。

**【宮本委員】**

11ページの子どもの運動習慣についてですが、例えば週1回の水泳等の習い事をしている子供で、日々の運動習慣がその1回のみであれば、この指標のなかでは、週3日以上運動スポーツをしていない児童生徒の部類ということになるのですか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

体育の授業以外でのということでございますので、公園での外遊びでも習い事でも

1回でカウントすることになります。御指摘のように、習い事等もありますが、できるだけ外遊びを奨励するという観点のものです。

**【宮本委員】**

週に1回、どこかに習い事に行っても、運動習慣としては足りていないということですか。もっと身近なところで遊んでもらいたいというのが趣旨なのですか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

本来は外遊びの奨励というものでございますが、現在、公園が少なくなっていたり、集団での遊びが減っていたりと環境が変わってきておりますので、難しい状況ではあるかと思えます。

**【清家委員】**

ここには載っていませんが、部活動についてのガイドラインに関して、他県の動きを踏まえたところで、福岡県での取組みの変化はありましたでしょうか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

ガイドラインについては、県の指針を定めなくてはなりませんので、運動部活動調査研究委員会を立ち上げて、第1回目の会議を始めましたところで、12月を目途に、県の運動部活動の指針を策定したいと思っております。

**【木下委員】**

4ページの県民文化芸術活動の振興について、県立美術館入館者数が目標値が16万人であるのに対して、現状値が24万人弱であり、目標を大幅にクリアしているということですが、この原因というのは、今までと違うタイプの展示会を実施したということなのでしょうか。

**【谷本社会教育課長】**

平成29年度につきましては、実行委員会で開催しました「POWER OF PRINCESS「ディズニープリンセスとアナと雪の女王展」」が5万7千人、「追悼水木しげる ゲゲゲの人生展」が2万人の来場がありまして、このような企画展が盛況であったとともに、その他のコレクション展も多くの来場をいただいたことによるものです。

**【木下委員】**

実行委員会とはどのようなものなのですか。

【谷本社会教育課長】

実行委員会とは、マスコミと県教育委員会とが予算を出し合っただけで企画を実施するものであり、全国を巡回するようなパッケージものになっております。

【宮本委員】

51ページのキャリア教育・職業教育の推進について、「キャリア体験活動の実施」の現状値が38.5%であり、目標値から大きくかけ離れていますが、どのような取り組みを行っており、児童生徒に対してどのように参加を呼び掛けているのでしょうか。

【田中高校教育課】

これまでは普通科の生徒であっても、職業科の生徒であっても、企業での職場体験を行うという観点から「インターンシップの実施」を指標に設定しておりました。

今後は、従来の職場体験だけではなく、大学での研究内容について体験したり、自分の学校でインターネット等を使って体験したりするなど、進路を考える体験的な活動を取り入れた「キャリア体験活動」として実施したいと考えておまして、100%の達成を目標としていきます。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については次回の教育委員会会議において正式な議案として御審議をいただくということになります。

続きまして、報告(1)「学校施設等におけるブロック塀等の安全点検結果について」を池松施設課長お願いします。

**○協議(1) 学校施設等におけるブロック塀等の安全点検結果について**

【池松施設課長】

学校施設等におけますブロック塀等の安全点検結果について御報告させていただきます。

< 池松施設課長が資料に沿って説明 >

**【池松施設課長】**

今後はブロック塀の撤去及びフェンスの設置を行っていく予定です。

なお、傾きや著しいひび割れ等の劣化があるもの、高さが2.2mを超えるブロック塀など、緊急に対応する必要があるものについては既定予算により順次、撤去工事を実施しております。対象のブロック塀があります30校につきましては現在工事準備を進めておりますけれども、8月22日現在で、このうち17校で撤去工事に着手しております、10校では既に工事が完了しております。また、その他のブロック塀につきましては、9月議会で補正予算をお願いしたく現在準備を進めており、予算成立後、本年度内に工事を完了したいと考えております。

今回の点検は外観に基づく点検を行ったものでございます。外観に基づく点検で問題がないと判断されたものについても、今後、設計図の確認や、ブロック塀の一部を破壊しましてブロック内部の点検を実施する予定でございます。そのための予算につきましても9月議会で補正予算をお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。

**【城戸教育長】**

説明は終わりました。御質問や御意見をお願いします。

**【清家委員】**

安全対策を進めているとのことですが、現状で撤去工事を行っておらず、近寄らないようにと指示しているようなブロック塀が通学路にあった場合、通学路を変更するのですか。

**【池松施設課長】**

通学路については、建築都市部と義務教育課とが連携して調査を行っております。当初、小学校の通学路を対象に点検を行っておりましたが、今回の地震を受けまして、その範囲を中学校まで広げて点検作業を進めています。

**【宮本委員】**

ブロック塀は、敷地の境界に設置されていることが多いかと思います。学校の内側であれば、児童生徒に近寄らないよう指導できますが、外側についても近寄らないよう注意喚起がなされているのでしょうか。

**【池松施設課長】**

道路側についても危険がある旨の標記をしており、住民の皆様にも注意して歩いて

いただくようにしております。

本来であれば、早急に撤去すべきではありますが、時間等が掛かりますので、まずは注意喚起をしながら次の段階で撤去、そして設置といったかたちで進めていく考えです。

**【辰田教育総務部長】**

現時点では、御説明した対応となっておりますが、補正予算で全てのブロック塀について対応します。

通学路については、建築都市部が学校の半径500mの範囲を調査し、危険なブロック塀があった場合で、撤去してもらう際には所有者に対して補助金を出します。

**【石橋財務課長】**

予算面からですが、建築都市部が検討しておりますのは、小中学校の半径500mの通学路における民間のブロック塀を調査します。そして、建築基準法の不適合があったり劣化がひどかったりする場合には、所有者に撤去してもらい、その費用を補助する制度を市町村に作ってもらおうというものでございます。この場合、おそらく国庫が二分の一ほど入ってくるとお思いますので、残りの二分の一を市町村が支出するとなりましたら、県がその半分を出すというような予算検討がなされております。

**【一色義務教育課長】**

通学路の安全確認について、先ほど説明があったように、知事部局の方でブロック塀の点検を行っておりまして、具体的には10月末までには小学校、中学校の半径500m以内のブロック塀について点検を行いたいと思っております。また、点検確認の際には学校の教職員も立ち会ってもらうような依頼を知事部局との連名で所管の教育委員会へ出しています。

**【久保田委員】**

ブロック塀が撤去された後はどのような対応になるのですか。また代替りのものを設置するのですか。

**【池松施設課長】**

撤去後は、メッシュフェンスを設置するようにはしておりますけれども、近隣住民のプライバシーを確保する必要もありますし、一方で外部から学校内を覗かれるというのも問題ですので、その場合は目隠しフェンスを設置するなど、場所に応じてメッシュフェンスや目隠しフェンスを使い分けるようにします。

【前田委員】

ブロック塀については、全国的な問題であると思いますけれども、点検の基準は全国で統一されているのでしょうか。また、福岡県における問題のあるブロック塀の数は多いのでしょうか。さらに、廃校となった学校についてはどのようなになっているのでしょうか。

【池松施設課長】

点検基準については、国土交通省の点検基準に基づいて行うこととなっておりますので、全国統一の基準で点検作業が行われていることとなります。

全国的に見ると、福岡県では、ブロック塀の数が多く、長さも上位となっております。

原因については、定かではございませんが、例えば県立学校におきましては、これらのブロック塀は現行の建築基準法ができる前から設置されており、設置当時は適法であったのですが、その後の法改正により現在は不適合になり、結果として危険なブロック塀が多くなっているのではないかと考えております。

閉校校の取扱いについては、資料（２）教育庁所管施設の中に入れております。県立学校には閉校校が５校ございまして、安全でないと判断したものについて計上しております。今回の文部科学省の調査では小中学校の閉校校については対象外となっております。市町村が調査しているかについては把握しておりません。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については了承とします。

続きまして、第２９号議案「福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について」を井手特別支援教育課長お願いします。

**○第２９号議案 福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について**

【井手特別支援教育課長】

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について御説明します。

< 井手特別支援教育課長が資料に沿って説明 >

### 【井手特別支援教育課長】

専攻科は、高等部を卒業した者に対して、より深く職業教育を行うものでありまして、福岡高等聴覚特別支援学校では、産業技術科、商業技術科、理容美容科を設置しております。聴覚障がい教育の特別支援学校における理容美容科は最も多い昭和40年代には全国33校に設置され、在籍者は800名を超えていましたが、平成29年度には全国で14校、在籍者は9名となっております。福岡高等聴覚特別支援学校においても状況は同様でありまして、今年度までの10年間における入学者数は3名であり、かつ平成25年度以降の入学者はおりません。また、県内に4校あります聴覚特別支援学校の中学部に在籍する生徒に確認したところ、福岡高等聴覚特別支援学校の理容美容科への進学を希望している生徒はいないという状況です。このような状況の背景として、当初、聾学校に理容美容科が設置されたのは、理容・美容業は「客とのコミュニケーションが単純で済む堅実な手仕事であるため、聴覚障がい者に適している」という社会的認識に基づくものでした。しかし、ライフスタイルの多様化や社会・経済の変化等によりまして、理容・美容業は、むしろ客とのコミュニケーションが重視されるとともに、激しい競争に晒される職業になったこと、また、昭和50年代から自動車関連企業など製造業を中心に障がい者が一定の規模で継続的に雇用されるようになったことにより、聴覚障がい者が就労先として理容・美容業を選択することが少なくなったことが考えられます。今後、理容師や美容師を目指す生徒が出てくる可能性がないわけではございませんが、専攻科においては国家試験合格をともに目指す仲間との切磋琢磨が期待できないという現状に鑑みまして、今後、理容師や美容師を志望する生徒がいた場合には、民間で合格実績を重ねている専門学校への進学が叶うような進路指導を行うことがより適切な在り方であろうと考えております。以上の状況を踏まえまして、福岡高等聴覚特別支援学校につきましては、平成30年度末をもちまして理容美容科を廃止しまして平成31年度からは産業技術科及び商業技術科の2科体制としたいと考えております。

現在、産業技術科及び商業技術科におきましては、生徒が在籍中にワープロ検定や情報処理等の資格を取得したり、その能力を生かして学校外の事業所において継続的に実習を行ったりして、卒業後の就労に係る職域を広げるとともに職場定着の促進を図っております。今後ともこの両科につきましては、教育内容を柔軟に見直しながら生徒の能力や進路希望と社会のニーズに適切に対応できる教育を行っていく所存でございます。説明は以上でございます。

### 【城戸教育長】

説明は終わりました。御質問や御意見をお願いします。

### 【清家委員】

以前はコミュニケーションが理容・美容業には必要ないという時代背景があったのでしょうか。

**【井手特別支援教育課長】**

当時の聾学校の校長がまとめた古い文書を見ましたところ、以前は今のようにヘアスタイルが多くなか、散髪する際には、「何部刈りにしますか」とか、「短くしますか」とかいうように、簡潔なやり取りで済むという認識であった旨の記載がありました。

**【宮本委員】**

この新旧対照表ですが、表記が見つらいと思いますが、記載を改める御予定はないのですか。

**【井手特別支援教育課長】**

現在のところ、書式の関係で見づらくなっております。今後、この規則について大きな改正を行う際に、分かりやすく改正する方向で検討させていただきます。

**【城戸教育長】**

他にはございませんでしょうか。

< な し >

**【城戸教育長】**

特にないようですので、本議案については可決します。

(14 : 50)

**○第30号議案 図書館協議会委員の人事について**

福岡県立図書館協議会委員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○第31号議案 退職をした者の退職手当の取扱いについて**

退職をした者の退職手当の取扱いについて、審議の結果、原案どおり可決した。

(15 : 05)

